

港長公示 第2号

港則法第39条第1項の規定により、水島港内において次のとおり船舶のびよう泊を禁止したので、同条第2項の規定により公示する。

令和6年1月1日

水 島 港 長



水島港におけるびよう泊禁止区域の設定について

水島東航路を通行する船舶の安全を確保するため、下記により船舶のびよう泊を禁止する。

ただし、海難を避けようとするとき、人命又は船舶の救助に従事するとき、及び港長の許可を受けた場合はこの限りではない。

記

1 期間 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間

2 区域 次の1点から7点を順次に結んだ線及び1点と7点を結んだ線により囲まれた海面（別図参照）

1点 太濃地島三角点（43）から36度20分、2,025メートルの地点

2点 1点から165度45分、2,255メートルの地点

3点 海上交通安全法施行令（昭和48年政令第5号）別表第二水島航路の項第1号に掲げる地点

4点 3点から320度30分、570メートルの地点

5点 4点から38度、260メートルの地点

6点 5点から345度30分、1,590メートルの地点

7点 6点から3度20分、260メートルの地点

基点 太濃地島三角点（43）

北緯34度26分52.5秒 東経133度45分11.6秒